

遅延損害金及び延滞金について

水道料金及び下水道使用料を納期限までにお支払いがない場合、水道料金については遅延損害金が、また下水道使用料については延滞金が発生する場合があります。
令和3年4月以降に債権が発生する水道料金及び下水道使用料が対象です。
水道料金及び下水道使用料は、納期限までにお支払いいただきますようお願いします。

水道料金のお支払いが納期限を過ぎた場合

【遅延損害金の計算方法】

遅延損害金^(※1)

$$= \text{水道料金未納金額}^{(※2)} \times \text{年当たりの割合}^{(※3)} \times \text{日数}^{(※4)} / 365 \text{ 日}$$

※1 百円未満切り捨て、千円未満の場合は全額切り捨て

※2 千円未満切り捨て、2千円未満の場合は全額切り捨て

※3 3%（民法404条に規定する法定利率）

*民法に規定する法定利率は、3年ごとに見直されることになっています。

※4 納期限の翌日から納付の日までの日数

下水道使用料のお支払いが納期限を過ぎた場合

【延滞金の計算方法】

延滞金^(※5)

$$= \text{下水道使用料未納金額}^{(※6)} \times \text{年当たりの割合}^{(※7)} \times \text{日数}^{(※8)} / 365 \text{ 日}$$

※5 百円未満切り捨て、千円未満の場合は全額切り捨て

※6 千円未満切り捨て、2千円未満の場合は全額切り捨て

※7 次ページ参照

※8 納期限の翌日から納付の日までの日数

【延滞金の割合】

(1) 納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間

延滞金特例基準割合^(※9) + 1%

(延滞金特例基準割合 +1%が 7.3%を超える場合には 7.3%)

(2) 納期限の翌日から 1 か月を経過した日から納付した日までの期間

延滞金特例基準割合^(※9) + 7.3%

(延滞金特例基準割合が 7.3%以上の場合は 14.6%)

^{※9} 延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 11 月 30 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1 %の割合を加算した割合をいいます。

延滞金の期間ごとの割合

| 期間 | 延滞金特例基準割合 | 納期限の翌日から 1 か月を経過する日まで (延滞金特例基準割合 + 1.0%) | 納期限の翌日から 1 か月を経過した日以降 (延滞金特例基準割合 + 7.3%) |
|--|-----------|---|---|
| 令和 3 年 4 月 1 日から 同年 12 月 31 日まで | 1.5% | 2.5% | 8.8% |
| 令和 4 年 1 月 1 日から 令和 7 年 12 月 31 日まで | 1.4% | 2.4% | 8.7% |
| 令和 8 年 1 月 1 日から 令和 8 年 12 月 31 日まで | 1.8% | 2.8% | 9.1% |

お問い合わせ先

松江市上下水道局お客様センター ☎0852-55-4888